

1. これまでの防災や復興に係る取組み
2. 防災・減災に係る近年の課題
3. **近年の課題へのこれまでの対応**
4. 防災・減災に資する市街地整備のあり方に関する論点

# (1) 都市計画関連規制におけるレッドゾーン・イエローゾーンの考え方 国土交通省

区 域		指定	(参考) 行為規制等
<div style="background-color: red; color: white; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">レッドゾーン</div> <p>→住宅等の建築や開発行為等の規制あり</p>	<b>災害危険区域</b> (崖崩れ、 <b>出水</b> 、津波等) <建築基準法>	地方公共団体	・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。 (法第39条第2項)
	<b>土砂災害特別警戒区域</b> <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途：住宅（自己用除く）、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設
	<b>地すべり防止区域</b> <地すべり等防止法>	国土交通大臣、 農林水産大臣	・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ※のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など
	<b>急傾斜地崩壊危険区域</b> <急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律>	都道府県知事	・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ※のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など
	<b>津波災害特別警戒区域</b> <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項) ※制限用途：社会福祉施設、学校、医療施設、市町村の条例で定める用途
<div style="background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center; font-weight: bold;">イエローゾーン</div> <p>→建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている</p>	<b>浸水想定区域</b> <水防法>	(洪水) 国土交通大臣、 都道府県知事 (雨水出水) 都道府県知事、市町村長 (高潮) 都道府県知事	なし
	<b>土砂災害警戒区域</b> <土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律>	都道府県知事	なし
	<b>都市洪水想定区域</b> <b>都市浸水想定区域</b> <特定都市河川浸水被害対策法>	国土交通大臣、 都道府県知事 等	なし
	<b>津波災害警戒区域</b> <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	なし
	<b>津波浸水想定（区域）</b> <津波防災地域づくりに関する法律>	都道府県知事	なし

# (2) 居住誘導区域内にハザードエリアを含む都市について

※調査対象：立地適正化計画（居住誘導区域を含む）を公表している都市 n=269

- 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、開発抑制だけでなく、総合的な対策が必要。

○土砂災害特別警戒区域等を含む都市については、基本的に居住誘導区域からの除外が進められている。

区域	土砂災害特別警戒区域	急傾斜地崩壊危険区域	地すべり防止区域	災害危険区域 (条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域を除く)	津波災害特別警戒区域	総数
居住誘導区域内を含む都市数 (R2年度末までに除外を予定している都市を除く)	6都市	9都市	0都市	3都市	0都市	12都市

R2.1月7日時点

○特に浸水想定区域については、浸水深に応じて居住誘導区域から除外するなどの対応をとっている都市もみられるものの、多くの都市において居住誘導区域内に含まれている。

区域	土砂災害警戒区域	浸水想定区域	都市洪水・都市浸水想定区域	津波浸水想定区域	津波災害警戒区域	総数
居住誘導区域内を含む都市数	87都市	239都市	19都市	81都市	23都市	247都市 (複数の区域を含む都市あり)

R1.7月末時点

# (3) 都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ

## <中間とりまとめのポイント>

- コンパクトシティの多岐にわたる意義等をわかりやすく再整理し、住民・行政等で共有。
- まちなか等の魅力の向上、市街地の拡散の抑制を車の両輪として各々の取組を強化。
- 分野や市町村域を超えた連携を進め、コンパクトシティを効果的に推進。新たに防災対策との連携強化も開始。

## コンパクトシティの意義等を改めてわかりやすく整理・共有すること（中間とりまとめ1）

- コンパクトシティの意義は、生活サービスの維持、域内投資・消費の持続的確保、生産性向上、健康増進、財政健全化、環境保全、防災力強化など多岐にわたるもの。その価値観・ビジョンをわかりやすく整理し、住民、民間事業者、行政で共有。
- 今後のまちの見通し、実施すべき政策等の可視化や効果の把握、わかりやすい形での発信により、住民等の理解を促進。

## 立地適正化計画の制度・運用を不断に改善し、実効性を高めること（中間とりまとめ2）

- 客観的なデータ等に基づき、目標値や居住誘導区域の範囲を適切に設定し、住民へのアカウントビリティを確保。
- 居住誘導区域において、日常生活に必要な病院等の適切な立地を促進する等により、その魅力を向上。

## 居住誘導区域外に目配りすること（中間とりまとめ4）

- あるべき将来像を構築し、住民と共有。
- 新たなライフスタイルなど多様なニーズを取り入れた地域づくりを促進。
- 空き地等の発生による居住環境の悪化等を経過措置的に防止する仕組みを整備。
- 地域特性に応じよりきめ細やかに緑地や農地の保全に活用できる仕組みも検討。

## 市街地の拡散を抑制すること（中間とりまとめ5）

- 11号条例等について、廃止や開発許容区域の限定、地区計画の活用など、コンパクトシティや開発許可制度の趣旨に則った運用に適正化。

## 分野や市町村域を超えた連携を進めること（中間とりまとめ3）

- 総合的なまちづくりのビジョン、様々な分野の政策の推進基盤として、関連する計画や政策分野（公共交通、住宅、健康・医療等）との連携を強化。
- 市町村の単位を超えた広域連携を促進する仕組みを整備。
- 小規模市町村に対し、都市圏全体のコンパクトシティ政策への協力の働きかけや人的支援等を実施。

## 立地適正化計画等と防災対策を連携させること（中間とりまとめ6）

- 災害リスク評価の環境整備等により、土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域からの除外を徹底。
- 防災部局と連携し、居住誘導区域の内・外で、地域特性に応じた安全確保対策や優先順位の考え方等を立地適正化計画へ位置付け。
- ハザードエリアから居住誘導区域への自主的な移転を支援。
- 災害リスク情報の提供等により、不特定多数の者が利用する自己業務用建築物等の開発を抑制。

# (4) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 概要

## 頻発・激甚化する自然災害に対応した「安全なまちづくり」

【都市計画法、都市再生特別措置法】

○ 頻発・激甚化する自然災害に対応するため、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画と防災との連携強化など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じる。

### ◆災害ハザードエリアにおける開発抑制 (開発許可の見直し)

#### <災害レッドゾーン>

-都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の **開発を原則禁止**

#### <浸水ハザードエリア等>

-市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

区域	対応
災害レッドゾーン	市街化区域 市街化調整区域 非線引き都市計画区域 開発許可を原則禁止
浸水ハザードエリア等	市街化調整区域 開発許可の厳格化

【都市計画法、都市再生特別措置法】

#### 災害レッドゾーン

- ・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・地すべり防止区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域



### ◆立地適正化計画の強化 (防災を主流化)

-立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外

-立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成

- 〔避難路、防災公園等の避難地、避難施設等の整備、警戒避難体制の確保等〕

【都市再生特別措置法】

### ◆災害ハザードエリアからの移転の促進

-市町村による防災移転計画

- 〔市町村が、移転者等のコーディネートを行い、移転に関する具体的な計画を作成し、手続きの代行等〕

※上記の法制上の措置とは別途、予算措置を拡充（防災集団移転促進事業の要件緩和（10戸→5戸等））

【都市再生特別措置法】

- 市街化調整区域
- 市街化区域
- 居住誘導区域
- 災害レッドゾーン
- 浸水ハザードエリア等

# (4) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律案 概要

## 土地区画整理事業の特例（防災住宅建設区の創設）

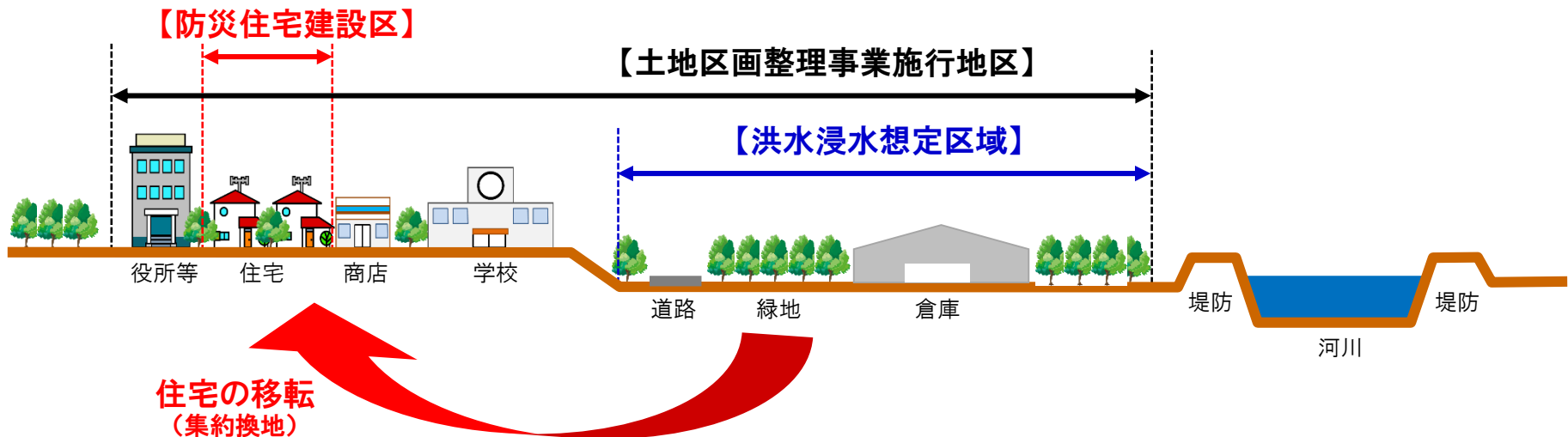
### 必要性

今般、令和元年台風第19号による浸水被害等により多くの人的・住家被害が発生した。浸水災害等による被害軽減のためには、居住誘導区域内の災害ハザードエリア内に存する住宅について、防災措置が講じられた安全な土地への移転を促すことが必要である。

### 内容

- ① 立地適正化計画に定められた防災指針には、居住誘導区域内における洪水災害等の被害を防止・軽減することを目的とする土地区画整理事業に関する事項を記載することができることとする。
- ② ①の土地区画整理事業においては、浸水災害等の防災措置が講じられた区域において住宅を集約する区域（防災住宅建設区）を定め、宅地所有者が防災住宅建設区への換地を申し出ることができる申出換地の特例を設ける。

### 【施行地区イメージ図】





# (5) 関連予算制度の拡充の概要 ①都市構造再編集集中支援事業の創設

○ 立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内(概ね5年)の都市・居住機能の誘導・整備や公共公益施設の整備、防災力強化の取組等に対し、国による総合的・集中的な支援を行うため、都市再生整備計画事業(社総交)の立地適正化計画に基づく事業を個別支援制度化し、「都市構造再編集集中支援事業」を創設(令和2年度)。

○事業主体:市町村、市町村都市再生協議会、民間事業者等※1

※1:民間事業者等に対しては、都市機能誘導区域内の誘導施設整備を支援。

○施行地区:都市機能誘導区域内、居住誘導区域内

○対象事業:誘導施設※2(医療、社会福祉、教育文化、子育て支援)、公共公益施設の整備、立地適正化計画に位置付けた防災力強化の取組等  
 ※2:都市機能誘導区域内に限る。

○補助率:1/2(都市機能誘導区域内)、45%(居住誘導区域等)

※郊外のにじみ出し的な開発の抑止(都市計画法第34条第11号に基づく条例の運用厳格化)のため、不適切な運用を行っているものは支援対象から除外。

※居住誘導区域から災害レッドゾーンの除外を徹底するため、都市計画運用指針に反しているものは支援対象から除外。



防災力強化の取組  
(避難所の改修等)



居住誘導区域外の一部の区域における環境整備(緑地等)



都市機能の整備(病院等)



公共公益施設の整備  
(広場等)



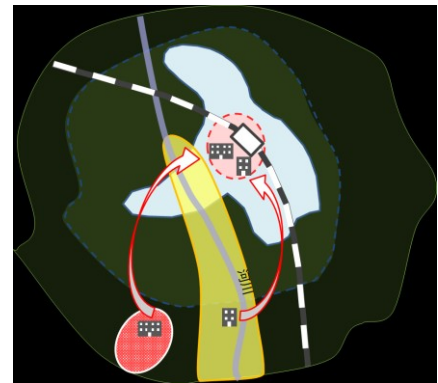
水辺とまちが融合した良好な空間形成(多目的広場等)

# (5) 関連予算制度の拡充の概要 ①都市構造再編集集中支援事業の創設

○病院・福祉施設等の**都市機能誘導施設の自主的移転**を促進するため、市町村や民間事業者等が行う施設整備等に対して支援を実施。

## 【市町村等への支援】

- 事業主体：市町村及び市町村都市再生協議会等
  - 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
  - 国費率：1/2
- 整備に要する費用（購入費を含む。）の1/2を国からの支援額とする。
- 誘導施設の整備の他、都市再生整備計画に位置付けられた居住誘導区域内の公共公益施設の整備等についても国費率45%（都市機能誘導区域内は国費率1/2）で支援。



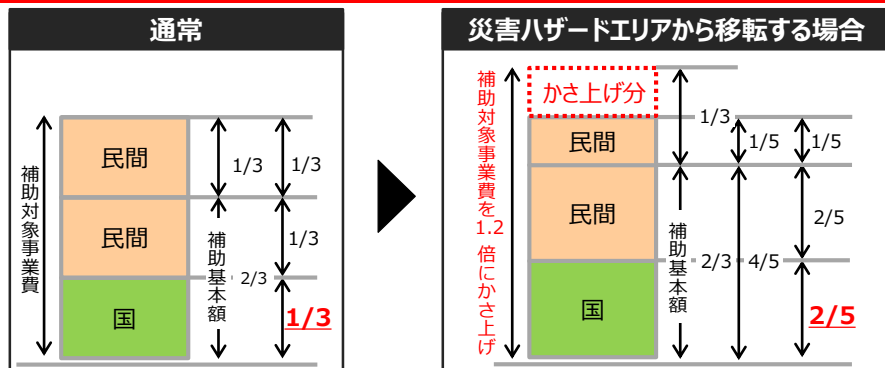
凡例  
 ■市街化調整区域 ■市街化区域 ■居住誘導区域  
 ●都市機能誘導区 ●ハザードエリア ●浸水想定区域

## 【民間事業者等への支援】

- 事業主体：民間事業者等
  - 対象事業：都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設（医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設）の整備
  - 国費率：1/2
- 民間事業者等に対する市町村からの公的不動産活用支援等による額と補助基本額（補助対象事業費の2/3）の1/2のいずれか低い額を国からの支援額とする。

●**災害ハザードエリアから都市機能誘導区域内に移転する場合、誘導施設整備に係る補助対象事業費を1.2倍にかさ上げ。**

## <補助対象事業費※のかさ上げのイメージ>



※ 補助対象事業費：設計費、土地整備費、用地取得費※1、共同施設整備費、専有部整備費※2、負担増分用地費、貸借料

※1 用地取得費については、緑地、広場、通路等の公共の用に供する敷地に相当する部分に限る。

※2 専有部整備費については、専有部の整備に要する費用の23%とする。

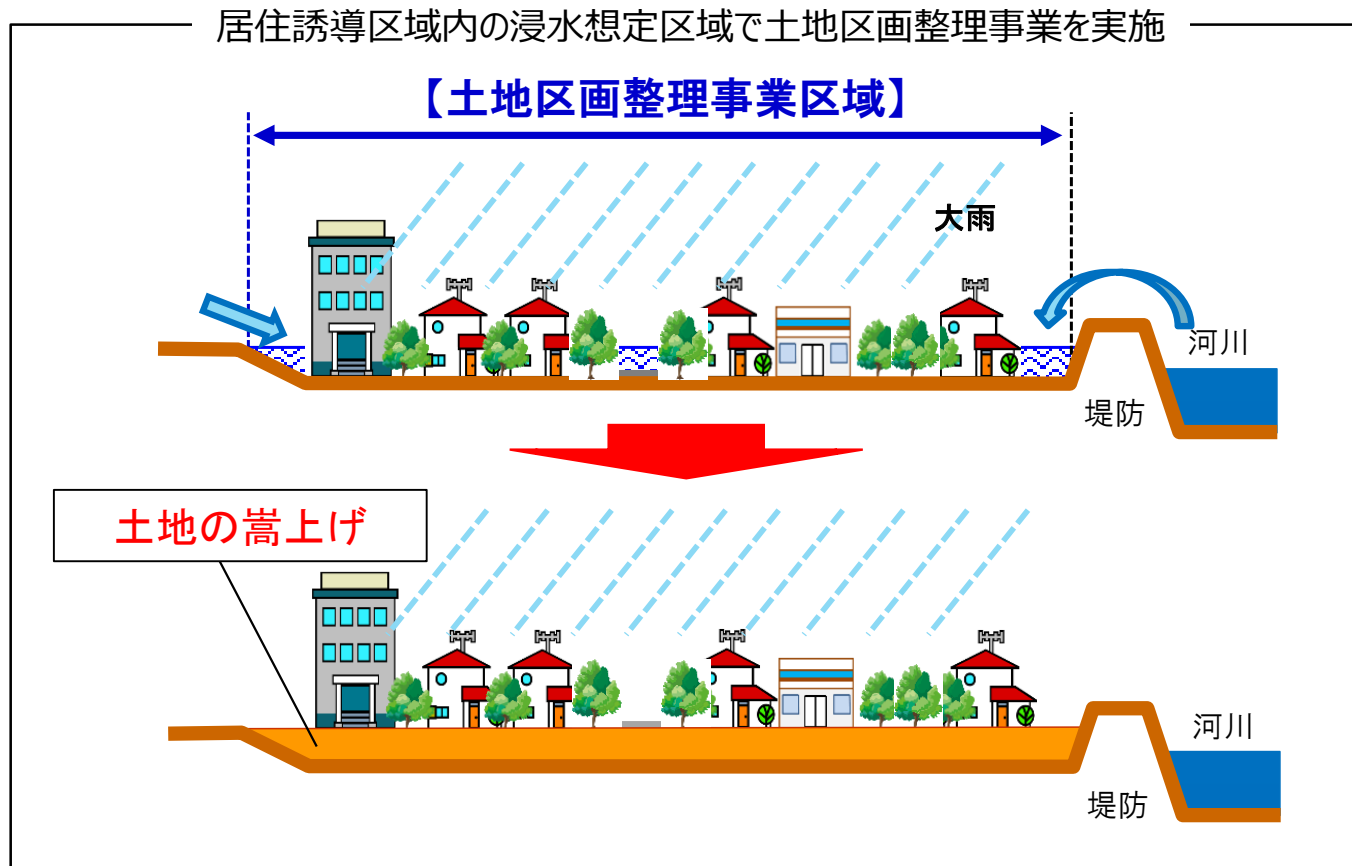


※赤字については、令和2年度の拡充事項

○居住誘導区域内の浸水被害の防止・低減を図るため、都市再生区画整理事業を拡充し、**立地適正化計画**に位置づけた防災対策として実施する土地区画整理事業について、一定の要件を満たす場合に、**土地の嵩上げ費用**を補助限度額の算定項目に追加。

### 【土地の嵩上げによる浸水対策のイメージ】

区画整理事業にあわせて土地の嵩上げをすることにより、地区内の浸水被害を軽減



# (5) 関連予算制度の拡充の概要

令和元年10月の台風19号の発生等に伴い、洪水等による災害が多発したことを踏まえ、災害に対し脆弱な地域等において、浸水対策を総合的に実施（止水板の設置、非常用発電設備の設置、雨水貯留槽の設置、一時避難施設等の設置等）し、マンション等の浸水被害の防止に資する市街地再開発事業等を推進し、都市の防災対策を推進する。

## 市街地再開発事業（交付金）

浸水想定区域を含む地区において、市街地再開発事業で整備する公共施設建築物において、浸水対策を推進

### ○大船駅北第二地区（神奈川県横浜市）



## 整備イメージ



雨水貯留浸透施設のイメージ



非常用発電設備のイメージ



止水板のイメージ

## 防災・省エネまちづくり緊急促進事業（補助金）

防災性能向上等の緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物を整備する市街地再開発事業等の緊急的な促進  
**R2 拡充事項として、「雨水貯留浸透施設の整備」を選択要件（防災対策）に追加**

### ○南小岩六丁目地区（東京都江戸川区）



# (6) 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ～いのちと暮らしをまもる防災減災～

- ここ数年来、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第15号・19号など、気候変動の影響等により激甚な災害が頻発している状況に鑑み、災害から国民の命と暮らしを守るためには、これまでの教訓や検証を踏まえ、抜本的かつ総合的な防災・減災対策を講じる必要。
- 国土交通省の総力を挙げて、抜本的かつ総合的な防災・減災対策の確立を目指すため、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト ～いのちと暮らしをまもる防災減災～」を立ち上げ。
- 国土交通大臣を本部長とする「国土交通省防災・減災対策本部」を設置し、プロジェクトを強力かつ総合的に推進。

## 1. 検討テーマ

- ・以下のテーマについて、オール国交省として検討を推進。

全体とりまとめ

積極的な情報発信

①気候変動や切迫する地震災害等に対応したハード・ソフト対策のあり方 等

②防災・減災のためのすまい方や土地利用のあり方 等

③計画運休、災害時の情報提供等を含む交通分野の対策のあり方 等

④防災・減災のための長期的な国土・地域づくりのあり方

## 2. 検討体制等

- ・1月21日に第1回国土交通省防災・減災対策本部（※）を開催し、プロジェクトをスタート。
  - ・年度内に中間報告を行い、今夏までにプロジェクトの成果をとりまとめ予定。
- ※「南海トラフ巨大地震・首都直下地震対策本部」と「水災害に関する防災・減災対策本部」を発展的に統合

## 3. 情報発信

- ・防災・減災対策を進めるにあたっては、防災意識の向上などが不可欠。国民各層へ広く理解・共感を得ていく視点から、本プロジェクトについて、若手職員等の知見も活かして積極的な情報発信を行う。

# (7) 「水災害対策とまちづくりの検討のあり方」検討会

- 近年、各地で大水害が発生しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、水災害が頻発化・激甚化することが懸念。
- このような気候変動により増大する水災害リスクに対して、堤防整備等の水災害対策の推進に加えて、まちづくりにおける防災配慮の推進が必要。

立地適正化計画等と防災対策の連携	気候変動を踏まえた水災害対策について	風水害による建築物の災害の防止
<p>【都市計画基本問題小委員会 中間とりまとめ(R1.7.30)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○災害リスク評価の環境整備等により、土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域からの除外を徹底</li> <li>○防災部局と連携し、居住誘導区域の内・外で、地域特性に応じた安全確保対策や優先順位の考え方等を立地適正化計画へ位置付け</li> <li>○ハザードエリアから居住誘導区域への自主的な移転を支援。</li> <li>○災害リスク情報の提供等により、不特定多数の者が利用する 自己業務用建築物等の開発を抑制</li> </ul>	<p>【気候変動を踏まえた治水計画のあり方提言(R1.10.18)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動による地域の災害リスクの変化について、国民の理解につながる情報発信</li> </ul> <p>【気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会 (R1.11.7設置)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○気候変動に伴う降雨量の増加や海面水位の上昇、人口減少や超高齢化社会の到来、社会構造の変化等を踏まえ、災害リスクを勘案したコンパクトなまちづくり等の取組とも連携し、流域全体で備える水災害対策について諮問し、現在検討中</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定の促進 (昭和34年建設事務次官通達)</li> <li>○土砂災害に対する住民の安全確保のための建築・住宅行政の推進について (平成27年1月建築指導課長他通知)</li> <li>・特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所においては、建築基準法第39条に基づく災害危険区域を定め居住の建築の禁止を行うことも有効</li> <li>・災害危険区域の指定を行った場合には、災害危険区域の情報も一覧できるように工夫をするなど、住民等に分かりやすい周知が必要</li> </ul>

都市局、水管理・国土保全局、住宅局が連携

## 「水災害対策とまちづくりの連携のあり方」検討会

治水・防災部局とまちづくり部局が連携して、専門家、有識者の意見を伺いながら、水災害に対するリスクの評価及び防災、減災の方向性について検討。

### 検討項目

- 水災害に関する各種ハザード情報のあり方の検討
- 各種ハザード情報の具体的なまちづくりへの反映手法の検討
- 水災害対策とまちづくりの連携によるリスク軽減手法の検討



1. これまでの防災や復興に係る取組み
2. 防災・減災に係る近年の課題
3. 近年の課題へのこれまでの対応
4. 防災・減災に資する市街地整備のあり方に関する論点

## 検討の背景

- 平成30年7月豪雨、令和元年の台風19号など、近年、**各地で大水害が発生**しており、今後、気候変動の影響により、さらに降雨量の増加や海面水位の上昇により、水災害が**頻発化・激甚化**することが懸念。
- これらを踏まえ、水災害対策と併せて、水災害リスクを勘案した安全な都市形成を推進することが重要な課題であり、地域のハザード・リスク情報の評価のあり方や、災害の発生のおそれのある区域（ハザードエリア）における土地利用のあり方と併せ、**市街地整備のあり方、進め方について検討**することが必要。

## (2) 市街地整備による水害対策の見取り

街を**守**る

- 高規格堤防の整備
- 雨水貯留施設の整備
- 市街地の嵩上げ

垂直的  
対策

**備**える

- 避難空間の整備
- インフラ・電源等の確保

水害の  
防止対策

- 高台市街地への移転

水害発生時の  
被害軽減対策

- 高台間の避難路の整備

街を**移**す

水平的  
対策

人を**逃**す

### (3) 市街地整備による水害対策の取組み例と課題

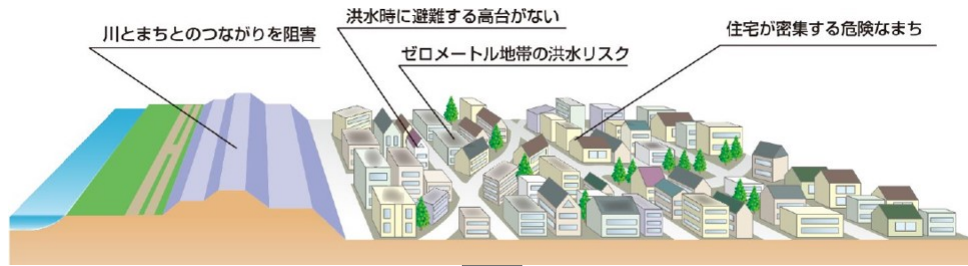
	具体的な対策	取組み例と課題	検討の方向性（案）
街を <b>守</b> る	高規格堤防の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高規格堤防整備と連携した区画整理・再開発の更なる推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 種地確保、川裏法面敷地の活用など更なる推進に向けた連携方策等について検討</li> </ul>
	雨水貯留施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区画整理・再開発地区における雨水対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 水害の防止に、エリア全体で取り組む計画パッケージへの重点的な支援措置の充実</li> </ul>
	市街地の嵩上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区画整理地区における土地の嵩上げの推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地の嵩上げ費用の支援 →<b>2.(5) «制度改正»</b></li> </ul>
街を <b>移</b> す	高台市街地への移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区画整理の換地手法を活用した高台移転の更なる推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「防災住宅建設区」の活用促進 →<b>2.(4) «法改正»</b></li> </ul>
<b>備</b> える	避難空間の整備 インフラ・電源等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再開発建物における避難空間の整備、水害時にも機能するインフラ・電源等の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難空間等整備に、エリア全体で取り組む計画パッケージへの重点的な支援措置の充実</li> </ul>
人を <b>逃</b> す	高台間の避難路の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 区画整理や再開発と連携したデッキ等の避難路の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難路等整備に、エリア全体で取り組む計画パッケージへの重点的な支援措置の充実</li> </ul>



# (4) 取組み例：高規格堤防と一体的な土地区画整理事業の推進

- 荒川、江戸川等の下流のゼロメートル地帯等においては、堤防決壊による壊滅的な被害を回避するため、まちづくりと連携しながら高規格堤防の整備を実施。

## 高規格堤防整備前



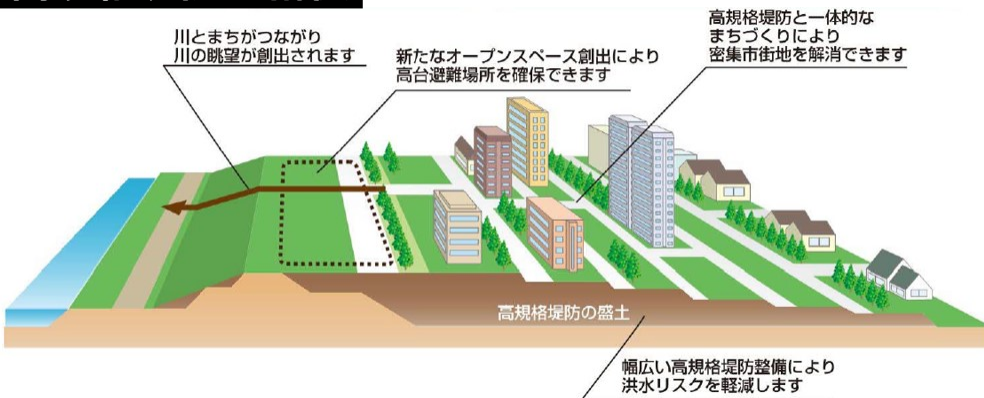
幅広い堤防により  
洪水リスク軽減

高台の避難場所  
を確保

まちづくりにより  
密集市街地を解消

川へのアクセス  
改善・眺望を創出

## 高規格堤防整備後



### 検討の方向性(案)

→ 種地確保、川裏法面敷地の利活用など更なる推進に向けた連携方策等について検討

## 事例：北小岩一丁目地区(東京都江戸川区)

### 【土地区画整理事業の概要】

事業名：北小岩一丁目東部土地区画整理事業  
 施行者：江戸川区堰堤整備  
 施行面積：1.4ha  
 施行期間：H23～R7（清算期間含む）

### 【高規格堤防事業の概要】

施工箇所：江戸川右岸13 k 100～13 k 200、延長：120m  
 施行期間：H25～H29



# (4) 取組み例：区画整理に合わせた土地の嵩上げ

- 庄内川と新川に挟まれた低地において、土地区画整理事業を実施し、地盤の嵩上げと生活道路等の公共施設の整備改善をすることにより、防災性の高い良好な市街地の形成を推進。

事例：下之一色南部地区(愛知県名古屋市)

## 【土地区画整理事業の概要】

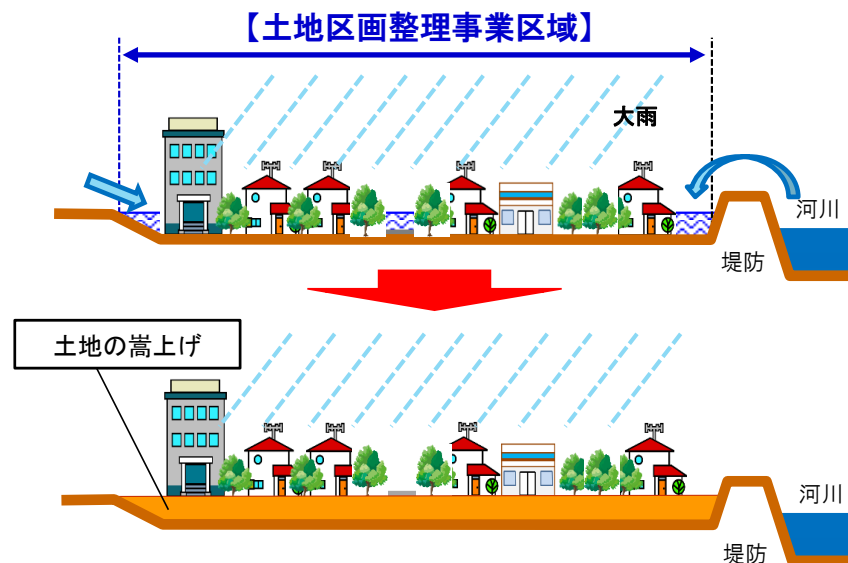
施行者：名古屋市  
 施行面積：2.4ha  
 施行期間：H18～H27（換地処分）

## 位置図



## 盛り土による嵩上げ

- ・ 概ね 3 m の嵩上げを実施
- ・ H12の豪雨では浸水したが、工事後のH25の豪雨では当該地区は浸水せず



## 検討の方向性(案)

→ 都市再生区画整理事業の制度改革により、土地の嵩上げ費用の支援 →2.(5) <<制度改革>>



# (4) 取組み例：区画整理に合わせた大規模雨水貯留施設の整備

- 渋谷駅周辺は谷地形であるため、浸水・冠水被害を受けやすい。
- 渋谷駅東口における地下街の浸水対策として、東口駅前広場に東京都下水道局の施設となる地下貯留槽を整備。



## 事例：渋谷駅街区地区(東京都渋谷区)

### 【土地区画整理事業の概要】

事業名：渋谷駅街区土地区画整理事業  
 施行者：渋谷駅街区土地区画整理事業共同施行者  
 (東急(株)、UR都市機構)  
 施行面積：5.5ha  
 施行期間：H22～R8

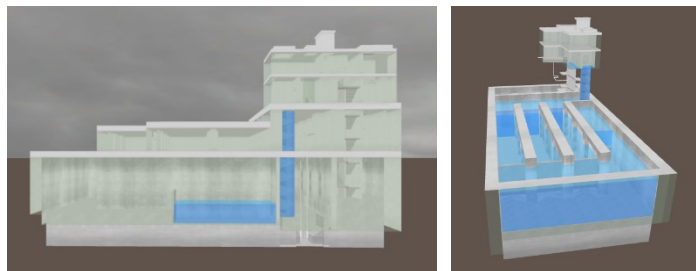
### 【地下貯留槽の概要】

貯留槽容量：4,000m<sup>3</sup> ※48時間かけて排水  
 整備水準：1時間75ミリの降雨に対応

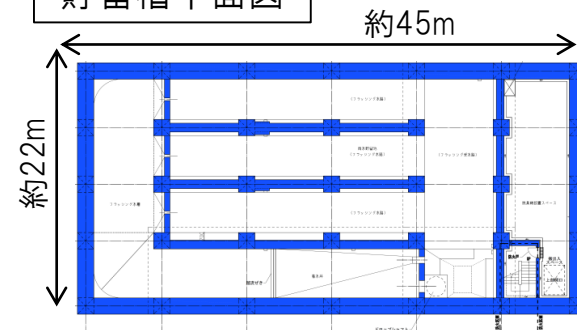
渋谷地下街の浸水(H11.8)



流入イメージ図



貯留槽平面図



### 検討の方向性(案)

→ 水害の防止に、エリア全体で取り組む計画パッケージへの重点的な支援措置の充実

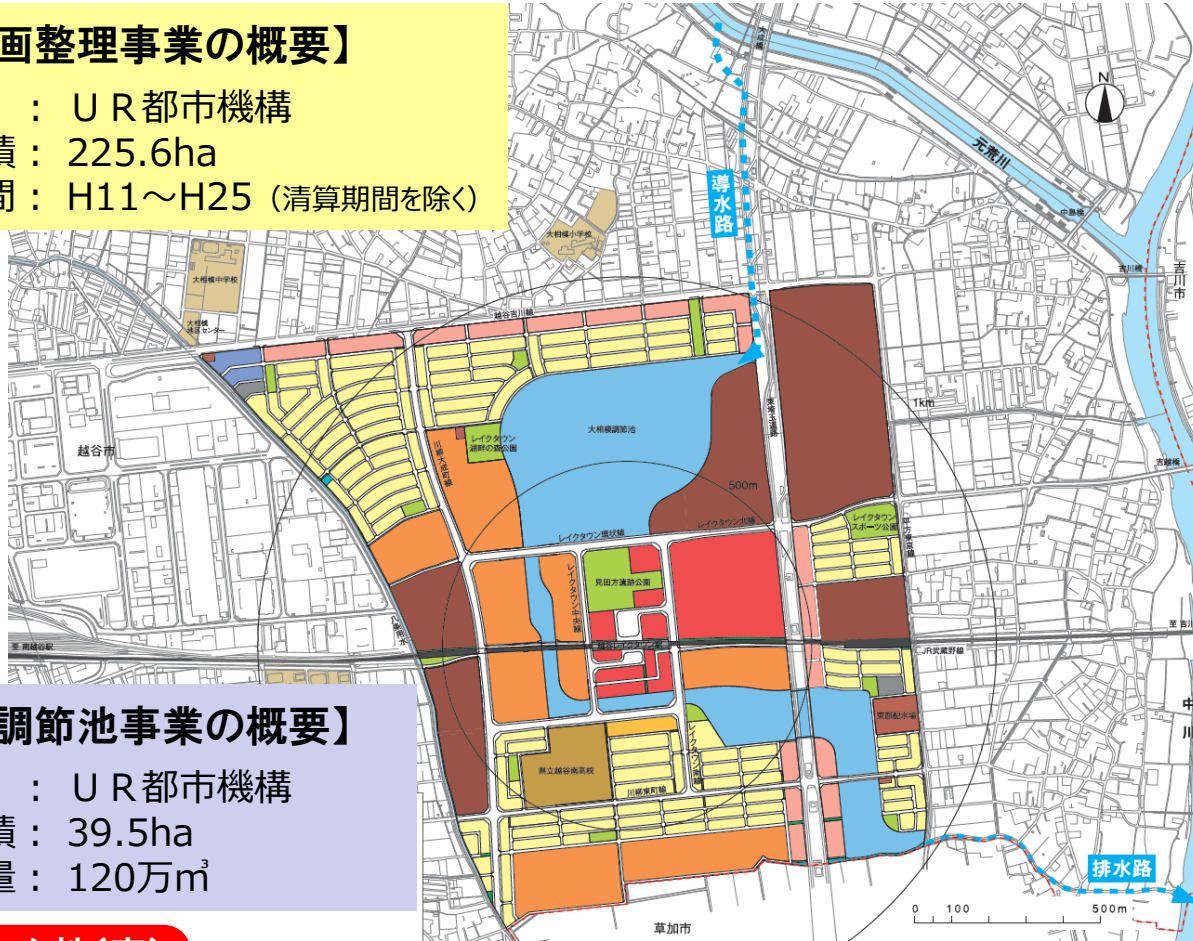
# (4) 取組み例：区画整理に合わせた大規模河川調節池の整備

- 元荒川などの多くの河川に囲まれた越谷市一帯において、土地区画整理事業による新市街地整備と治水対策を目的とする河川事業による調節池建設とを、一体的な事業として実施。

## 事例：越谷レイクタウン地区（埼玉県越谷市）

### 【土地区画整理事業の概要】

施行者：UR都市機構  
 施行面積：225.6ha  
 施行期間：H11～H25（清算期間を除く）

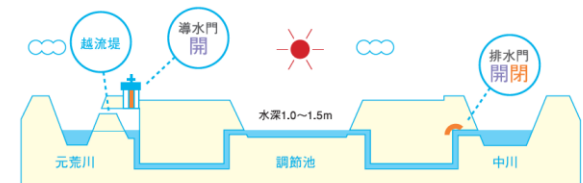


### 【大相模調節池事業の概要】

施行者：UR都市機構  
 施行面積：39.5ha  
 調節容量：120万 $m^3$

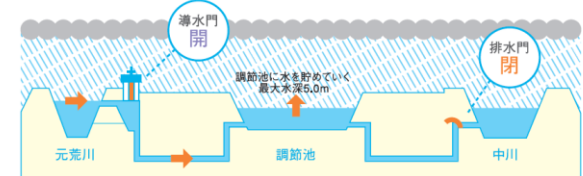
### 大相模調節池のしくみ

平常時



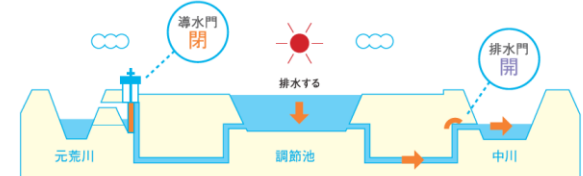
調節池の余裕容量を確保し洪水時に備えるため、水深は常に1.0～1.5mとしています。浄化用樋管・排水門を開閉することで、水深を保ちます。

大雨等による河川水位上昇時



元荒川に流れ込む大量の水の一部を調節池に貯めます。これにより、浸水被害を及ぼすピークの流量を抑えます。調節池は最大で水深5.0mまで水を貯めることができます。このときの水量は最大約120万 $m^3$ 、50mプール約800杯分にもなります。

河川水位低下後



大雨等がおさまリ、中川の水位が低くなったら、調節池にたっぷり貯まった水を中川に流し出し、次の洪水に備えます。

出典：UR都市機構パンフレット

検討の方向性(案)

→ 水害の防止に、エリア全体で取り組む計画パッケージへの重点的な支援措置の充実



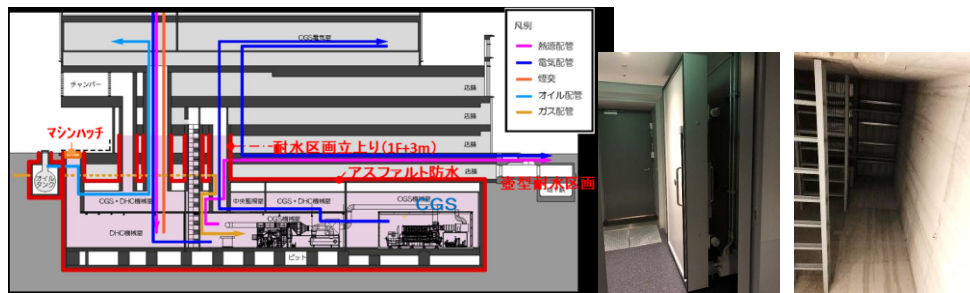
# (4) 取組み例：市街地整備にあわせた水害対策の強化

## ● 防災対応力の強化（BCP）

### 事例：日本橋室町地区（東京都中央区）

#### ○ エネルギー多重化による業務継続能力確保

- ・ 浸水リスクに対応したエネルギー供給施設の整備
- ・ 電力線、熱導管の整備  
（災害時の一時滞在施設を含む周辺既存ビルに電気、電気、熱（一部）を供給）

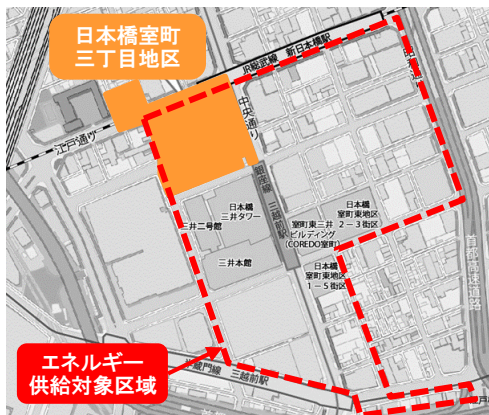


▲ 壺型潜水艦構造により浸水リスクに対応 ▲ 防水扉 ▲ マシンハッチ

#### ○ 一時滞在施設の整備



▲ 5階エントランスホール

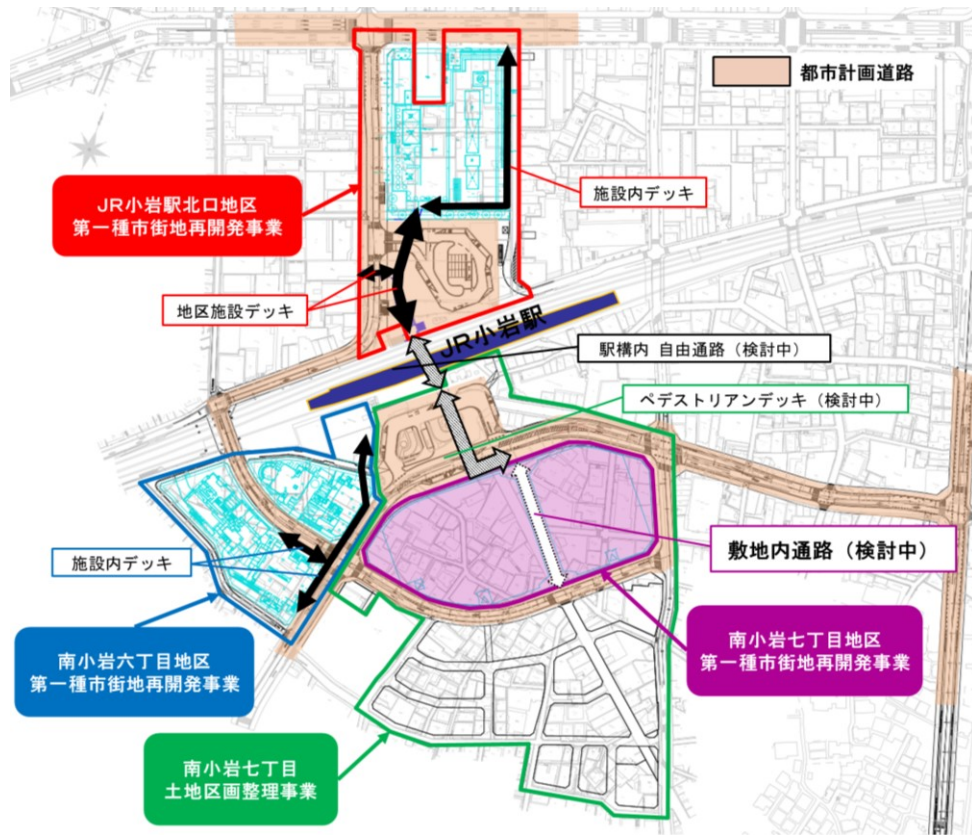


▲ エネルギー供給対象区域

## ● 浸水想定エリアで整備された歩行者デッキの活用

### 事例：JR小岩駅北口地区ほか（東京都江戸川区）

#### ○ 駅と駅周辺各地区を繋ぐ歩行者デッキの整備・活用



※江戸川区より資料提供。  
現時点において検討中のデッキも含んでおり、今後の計画次第では整備しない可能性もある。

### 検討の方向性(案)

→ 避難空間、避難路等整備に、エリア全体で取り組む計画パッケージへの重点的な支援措置の充実

## 検討の論点

### 都市の防災性・安全性を向上させるために…

- ① 「具体的な対策」を進めていくうえで  
推進すべき取組み、検討の方向性は何か。
- ② その他、防災・減災に資する市街地整備の  
「具体的な対策」は何か。